

斑鳩町ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、斑鳩町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、斑鳩町とする。ただし、町長は、事業の効果的な運営上、必要があると認めるときは、センターの運営を委託することができる。

(事務局)

第3条 センターの事務局を住民生活部福祉子ども課に置く。

(センターの目的)

第4条 センターは、地域において育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、町民が仕事と育児を両立し、地域における町民相互の子育て支援を通じて地域コミュニティの活性化と安心して子育てができる環境づくりに資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第5条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) センター 育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者からなる会員組織をいう。

(2) 会員 センターの構成員であり、この事業の趣旨を理解し、相互に援助活動を行う者であって、センターの承認を得た次に掲げる者をいう。

ア) 依頼会員 育児の援助を受けたい者のうち、第9条に規定する会員簿に登録された者。

イ) 提供会員 育児の援助を行いたい者のうち、第9条に規定する会員簿に登録された者。

(3) 子ども 保護者にかわって育児が必要な生後5か月以上小学校3年生以下の者をいう。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事業の内容)

第6条 センターで実施する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 会員の募集、登録その他会員組織に関すること。

- (2) 会員相互の援助活動の調整及び把握等に関すること。
- (3) 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会を開催すること。
- (4) 会員相互の交流と情報交換のために交流会を開催すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

2 センターにおける窓口業務は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、斑鳩町の休日を定める条例(平成元年12月斑鳩町条例第38号)第1条第1項に定める休日は、除くものとする。

(アドバイザー等)

第7条 事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーの業務は、前条第1項に掲げるとおりとする。
- 3 アドバイザーを補佐するため、サブリーダーを置くことができる。
- 4 サブリーダーの業務は、必要に応じてアドバイザーの補佐をするものとする。
- 5 アドバイザー及びサブリーダーは、職務上知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会員の要件)

第8条 依頼会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 事業の趣旨を十分に理解している者
- (2) 町内に住所を有する者
- (3) 子どもを育児している者

2 提供会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 事業の趣旨を十分に理解している者
- (2) 町内に住所を有する者
- (3) 心身ともに健康で子育て支援に意欲のある20歳以上の者で町が認めた講習を受講した者

(入会等)

第9条 センターに依頼会員として入会しようとする者は、斑鳩町ファミリー・サポート・センター入会申込書(依頼会員)(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 センターに提供会員として入会しようとする者は、斑鳩町ファミリー・サポー

ト・センター入会申込書（提供会員）（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前各項の申込書の提出があったときは、これを審査し、会員とすることを適当と認める場合は、斑鳩町ファミリー・サポート・センター会員証（様式第3号）を発行するとともに、会員簿に登録し管理するものとする。
- 4 依頼会員と提供会員は、これを兼ねることができる。

（援助活動の内容）

第10条 提供会員が援助活動として行う内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所等の開始時刻まで子どもを預かること。
 - (2) 保育所等の終了後、子どもを預かること。
 - (3) 保育所等まで子どもの送迎を行うこと。
 - (4) 学校の放課後、子どもを預かること。
 - (5) 子どもの学校行事又は健康診査の際に子どもを預かること。
 - (6) 保護者の都合により子育ての援助を必要とする場合に子どもを預かること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が子育て支援のために必要と認めること。
- 2 前項の援助活動は、原則として会員の自宅において行うものとする。ただし、会員の自宅以外に特に援助活動を行うに適した場所があると認められる場合は、この限りでない。
 - 3 宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。
 - 4 病児・病後児に対する支援は行わないものとする。

（援助活動の時間）

第11条 援助活動を行う時間は午前8時から午後6時までの間において、必要と認められる時間とする。ただし、特別な事情があり、かつ、提供会員及び依頼会員の双方の合意がある場合は、この限りでない。

（援助活動の実施等）

第12条 依頼会員は、援助活動を受けたい場合には、センターに援助の依頼を申し込むものとする。

- 2 前項の申込みを受けたセンターは、援助活動の内容及び日時等を詳細に確認の上、申込みの内容に対し、適当であると認められる提供会員を依頼会員に紹介するものとする。
- 3 依頼会員及び提供会員は、援助活動に先立ち、十分な打合せを行わなければならない。ただし、緊急の場合で協議を行う時間がないとセンターが認める場合に

については、この限りでない。

- 4 依頼会員は、第10条による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 5 前項の規定に反し、依頼内容以外の援助を求められた場合、提供会員は援助活動を中止することができる。
- 6 提供会員は、援助活動ごとに援助活動報告書（様式第4号）を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 7 提供会員は、該当月分の援助活動報告書を翌月5日までにセンターに提出するものとする。
- 8 援助活動中に生じた問題は、当事者である会員相互間で誠意をもって解決しなければならない。

（報酬等）

第13条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動の終了後、別表により報酬等を支払うものとする。ただし、別表の報酬区分第2項の兄弟（姉妹）を預かる場合の提供会員の減収分については、町が支払うものとする。

（遵守事項）

- 第14条 会員は、援助活動により知り得た会員及びその家族のプライバシーを侵害したり、秘密を他に漏らしたりしてはならない。退会した後も同様とする。
- 2 会員は、援助活動を通じて物品の販売若しくはあっせん、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

（保険）

第15条 センターは、援助活動中の事故に備え、補償保険に加入するものとし、補償保険の範囲で補償するものとする。ただし、自家用車の利用に係る事故等には適用されない。

（事故責任）

- 第16条 援助活動中に生じた事故は、当事者である会員相互間において解決しなければならない。
- 2 町は、援助活動中に事故が発生した場合は、速やかに解決するよう当事者を援助しなければならない。

（退会等）

- 第17条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第5号）をセンターに提出しなければならない。
- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員の登録を取り消すものとする。

- (1) 第8条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) この会則に違反したとき。
- (3) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。
- (4) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員として適当でない非行があったとき。

3 退会する会員及び登録を取り消された会員は、会員証を返還しなければならない。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

斑鳩町ファミリー・サポート・センターの報酬等に関する基準

区分	援助活動日	援助活動時間の区分	基準額（1時間あたり）
報酬	月曜日から金曜日まで （ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）	午前8時から 午後6時まで	1人につき 600円
		上記以外の 時間帯	1人につき 700円
	上記以外の日	午前8時から 午後6時まで	1人につき 700円
		上記以外の 時間帯	1人につき 800円

	<ol style="list-style-type: none"> 1 援助時間が1時間以内の場合は1時間、1時間を超えた場合は30分までは半額、30分を超え1時間までは1時間として算出する。 2 兄弟（姉妹）を預かる場合は、2人目からは基準額の半額とする。 3 援助時間は、提供会員が援助を開始した時から、提供会員が依頼会員へ子どもを引き渡した時までの時間とする。 4 援助活動が取り消された場合の基準額は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前日までの取り消し 無料 (2) 当日の取り消し 上記基準により算定された基準額の半額 (3) 無断取り消し 上記基準により算定された基準額の全額
必要経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 援助活動において、公共交通機関等利用した場合はその実費を、また、やむを得ず提供会員の自家用車を利用した場合は、ガソリン代等の実費負担として、走行距離1km（1km未満の端数は切り上げる。）あたり20円を依頼会員が負担する。 2 子どもの食事、おやつ、おむつ等は、依頼会員が用意しなければならないが、やむを得ず、これらを提供会員が購入した場合は、その実費を依頼会員が負担する。